

平成24年10月5日(金)

第 2,433 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【告 示】

介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2 補助金等交付規則第3条の規定により島根県児童福祉施設等施設整備費補助金の (青少年家庭課) 2 交付の対象等を定める告示 補助金等交付規則第3条の規定により島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金 の交付の対象等を定める告示 解除予定保安林 (森林整備課) 【公告】

基本測量の実施 (用地対策課) 3

告示

島根県告示第549号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 金島胃腸科	介護予防特定施設	特定ケアハウスたかつ	益田市高津一丁目7-11	平成24年10月1日
外科	入居者生活介護			

島根県告示第550号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県児童福祉施設等施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を定める告示(平成21年島根県告示第583号)は、廃止する。

平成24年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県児童福祉施設等施設整備費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設等の整備を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び交付額

交付の対象である事業	施設の種類	補助事業者の範囲	交 付 額
児童福祉施設等の施設整備	助産施設	社会福祉法人	別に定める額に2分の3を乗
	乳児院	日本赤十字社	じて得た額以内の額
	母子生活支援施設	公益社団法人	
	児童養護施設	公益財団法人	
	情緒障害児短期治療施設	特例社団法人	
	児童家庭支援センター	特例財団法人	
	児童自立生活援助事業所		
	小規模住居型児童養育事業所		
	小型児童館	市町村	別に定める額に2を乗じて得
	児童センター(大型児童センターを	社会福祉法人	た額(市町村が設置する場合
	含む。)	公益社団法人	にあっては、別に定める額)
	大型児童館(C型児童館を除く。)	公益財団法人	以内の額
		特例社団法人	
		特例財団法人	

島根県告示第551号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成24年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県放課後児童クラブ施設整備費補助金

2 補助金等の交付の目的

放課後児童クラブの整備を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象である事業、整備区分、補助事業者の範囲及び交付額

交付の対象である事業	整備区分	補助事業者の範囲	交付額
放課後児童クラブの施設整備	創設	市町村	別に定める額に3分の2
		社会福祉法人	を乗じて得た額以内の額
		公益社団法人	
		公益財団法人	
		特例社団法人	
		特例財団法人	

島根県告示第552号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成24年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所 出雲市佐田町須佐字黒谷554-3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由道路用地とするため

<u>公</u> 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年10月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量 (湖沼湿原調査)

2 作業期間

平成24年10月9日から平成25年3月31日まで

3 作業地域

松江市、出雲市